

**令和4年度二本松市新型コロナウイルス感染症対応
新ビジネス展開促進事業チャレンジ補助金**

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により落ち込んだ市内経済の早期回復を図るため、新たなビジネスの展開に取り組むための費用に対し、その費用の一部を予算の範囲内で補助します。

《注意事項》

- ★募集期間は、令和4年6月1日(水)～令和4年10月31日(月)です。
- ★補助金の交付決定については、申請あった事業内容を審査した上で順次決定します。
- ★受付は以下の窓口へ直接持参による提出とします。
- ★受付時審査で「申請書類を記入していない」「添付書類をそろえていない」場合は、受け付けません。

■補助内容

項 目	内 容
補助 対象者	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している、市内の中小企業者等で、市内に事業所を有し、市の住民基本台帳に記録されている個人及び市内に本店の住所の登記がある法人が対象となります。</p> <p>（「中小企業者等」とは、中小企業基本法第2条第1項に該当する方です。）</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の売上高等が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける前と比較して減少していること。（個人にあつては、補助金の交付を申請する日の属する年の前年の売上高等が令和元年分と比して減少していること。法人にあつては、補助金の交付を申請する日の直近の決算書における売上高等が令和2年2月以前の直近の決算書と比して減少していること。） ・二本松市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までの規定に該当していないこと。 ・市税の滞納がないこと。 ・関係法令に違反していないこと。 ・対象となる補助対象経費について、他補助制度により補助金等の交付を受けていない又は受ける見込みがないこと。
補助対象 事業	<p>自社又は自身の売上を向上させることを目的に、新たなビジネスの展開に資する、新分野展開、業態転換、事業転換、業種転換等、事業を再構築するために必要な取組みとして試行（チャレンジ）する事業</p> <p>ただし、次のものは対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風営法第2条第1項第1号から第5号の営業で、床面積の合計が100㎡を超えるもの ・風営法第2条第5項に掲げる性風俗関連特殊営業を営むもの ・農業分野に関するもの
補助金 の額	<p>【補助上限額】 27万円以内の額（1,000円未満切捨）</p> <p>【補助率】 補助対象経費の10分の9以内</p>

適用期間	<p>○令和4年6月から令和5年2月までの間に3月以上継続して試行（チャレンジ）する補助対象事業が対象となります。また、原則として、期間内の1週間あたり2日以上又は10時間以上の営業を行うことを要件とします。</p> <p>○令和4年6月1日以前に実施している補助対象事業は対象となりません。</p> <p>○令和5年2月28日までに事業が完了する経費のみが補助対象となります。</p>
------	---

補助対象経費

- 補助対象経費は、以下の取組みを実施するための必要経費となります。
- 「新分野展開」… 主たる業種又は主たる事業を変更することなく、新たな製品等を製造等するこ

- とにより、新たな市場に進出すること
- 「事業転換」 … 新たな製品等を製造等することにより、主たる業種を変更することなく、主たる事業を変更すること。
 - 「業種転換」 … 新たな製品を製造することにより、主たる業種を変更すること。
 - 「業態転換」 … 製品等の製造方法等を相当程度変更すること

なお、本事業でいう「事業再構築」については、中小企業庁が策定する「事業再構築指針」及び「事業再構築の手引き」に準じたものとしますので、次の参照先をご参照ください。

参照先 … 「事業再構築指針」
https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/pdf/shishin.pdf?0120
 「事業再構築の手引き」
https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/pdf/shishin_tebiki.pdf?0120

また、実施する事業の広告宣伝を必ず行うこととし、広告宣伝に係る経費を補助対象経費に計上してください

【補助対象外経費】

以下の経費は補助の対象としない経費となります。

- ・ 1 件当たり 5 万円以上の物品購入
- ・ 事業で使用したものとして明確に区分できない経費
- ・ その他市長が適当でないと認める経費

■補助交付申請

- (1) 募集期間 令和 4 年 6 月 1 日（水）～令和 4 年 10 月 31 日（月）午前 8 時 30 分～午後 5 時
- (2) 提出方法 直接持参による提出とします。（申請内容を把握している方が申請書を持参してください。）
 ※ 受付時審査で「申請書類を記入していない」「添付書類をそろえていない」場合は、受け付けません。不備をなくした上で、再度、提出していただきます。
- (3) 提出書類等 次の書類を作成したうえで、提出してください。
 - ① 補助金等交付申請書（規則 第 1 号様式）
 - ② 事業計画書（要綱 第 1 号様式） ※詳細に記入してください。
 - ③ 収支予算書（要綱 第 2 号様式）
 - ④ 売上高等がわかる確定申告書や決算書等の写し（必須）
 - ⑤ 事業の内容及び積算内容を確認できる書類
 ※収支予算書において見積もりの詳細の記載がある場合は省略できます。
 - ⑥ 市税納税確認同意書又は納税証明書（課税がない者にあつては、課税証明書）
 - ⑦ 振込先の口座番号等を確認できるもの（通帳の写し）
- (4) 提出先 市役所本庁舎 2 階 商工課窓口
- (5) 交付申請等の流れ 別紙「補助金交付申請等の流れ」を参照してください。
- (6) その他 補助金については、原則、補助金額の確定後に精算払いとなりますが、一定の条件のもとで概算払いも可能です。

☆ご来庁の際にはマスク着用の上、検温・手指消毒等の感染症対策にご協力をお願いします。

■注意事項

- 申請の受付は、予算に達した時点で終了します。
- 1 事業者につき 1 回のみ申請が可能です。
- 補助金の交付決定にあたっては、事業内容を審査した上で順次決定します。
- 審査において、備品及び消耗品等について、過大なものと判断した場合は、補助対象外とすることがあります。
- 本補助金については、課税対象となります。所得申告の際は、必ず事業所得（雑収入）として算入してください。

■問い合わせ

二本松市役所 産業部 商工課 商工振興係 住所：〒964-8601 二本松市金色 403-1
 TEL：0243-55-5120 FAX：0243-22-8533 メール：shokoshinko@city.nihonmatsu.lg.jp